



郷土館友の会 岩手県釜石市から感謝状

2月4日、釜石市から郷土館友の会へ感謝状が贈られました。

これは、11年前に東日本大震災が発生した際、釜石市には大島高任（1826～1901）が鉱山開発に携わったという小坂町と共通の歴史があり、少しでも同市の支えになりたいという思いから釜石市に寄附を行ったことに対して謝意が示されたものです。

震災から年月が過ぎていきますが、この交流をきっかけにあらためて震災の記憶を風化させずに、後世に伝えていきたいものです。



国際交流員(CIR)ブレッドさん 「オーストラリアデー」って何？

3月5日、セパームで国際交流員のブレッドさんが母国オーストラリアをテーマにしたイベントを開催しました。

「オーストラリアデー」という記念日をはじめ、母国の歴史や文化、名物などを紹介。参加者はうなずいたり感心したりしながら真剣な表情で説明を聞き、コアラの折り紙や伝統画法のドット絵制作にチャレンジしました。

ブレッドさんは、さらに交流の機会を作り、さまざまな情報を発信したいと考えているようです。

小坂町 福祉タクシー利用券の交付が 始まっています！

小坂町福祉タクシー利用券は、小坂町在住かつ次の障害者手帳をお持ちの方に、初乗り料金分を助成する制度です。

1か月当たり4枚を交付しており、交付月によって枚数が異なります。

【対象】

- 身体障害者手帳1級・2級
- 身体障害者手帳3級
(下肢障害・体幹障害・腎臓機能障害)
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【交付】

障害者手帳を持参の上、福祉課町民福祉班までお越しください。



■お問い合わせ先
福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 手続きはお済みですか？

該当する世帯には、2月下旬に「確認書」を郵送しています。町が通知した日から3か月以内に手続きが必要ですので、忘れずに必要事項を記入した確認書を同封の「返信用封筒」で返信してください。

なお、住民税均等割が課税されている親族の扶養を受けている等、給付対象外となる場合がありますのでご注意ください。

◎対象世帯

令和3年12月10日時点で小坂町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

※家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少して住民税非課税世帯相当の収入となった世帯)も対象となります。申請様式は町ホームページまたは総務課企画財政班で配布していますので、9月30日(金)までの手続きをお願いします。対象となるかどうか分からない方は、お問い合わせください。

◎給付額 1世帯当たり10万円

※原則、世帯主からの申請に基づいて「世帯主の口座」に給付金を振り込みます。

※「確認書」または「申請書」を受理してから2週間程度で交付します。ただし、記入内容に不備等があると確認のため交付が遅れる場合があります。

■申請・お問い合わせ先
総務課企画財政班 (TEL29-3907)